

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩出市

2 構造改革特別区域の名称

いわで根来寺どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩出市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

岩出市（以下「本市」という。）は、和歌山県の北部に位置し、和歌山市の中心部から約 15 km、大阪都心部から約 50 km、関西国際空港からは約 30 km の距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東南は紀の川市、西は和歌山市に接している。和歌山市や泉南地域、大阪都市圏への交通アクセスに恵まれており、大阪側から、また海外から関西国際空港を経て和歌山に至る玄関都市として位置づけられ、面積は 38.50 k m² である。

本市の南半分は河成段丘の沖積平野を形成しており、市街地や田園地帯が広がり、南端には日本有数の大河「紀の川」が東西に流れている。北部は和泉山脈が東西に連なり、東に向かって標高を上げ、緑豊かな山並みを形成している。そこに源を発する中小の河川は、段丘平野に横谷や扇状地を形成し、そのほとんどが紀の川に注いでいる。

気候は、瀬戸内気候区に類似し、降水量は年平均 1,300～1,400mm と県下の他市町村に比べて少なく、平均気温は 16～17℃前後と年間を通じて比較的緩やかである。

また、歴史の面では、古くは縄文、弥生時代からの遺跡や、船戸山古墳、西国分遺跡などがあり、中世以降は、新義真言宗総本山根来寺が隆盛を極めた。

(2) まちの特性

昭和 31 年 9 月 30 日に岩出町、山崎村、根来村、上岩出村及び小倉村の一部（船戸、山崎）が合併して新制「岩出町」となる。合併当時の人口は、13,261 人であったが、その後、宅地開発等が進み、人口増加を強めた。

平成 18 年 4 月 1 日には、平成の大合併が進む中、市民の念願であった単独での市制を施行し、岩出市が誕生した。

平成 22 年度の国勢調査によると、本市は人口 52,882 人で、人口増加率は 4.03%（県内 30 市町村で首位）と和歌山県内では最も高く、全国的に見ても高い水準であり、市制施行以降も人口増加が続いている。平成 26 年 8 月 31 日現在の人口は、53,612 人となっており、今後 10 年も人口の増加が続く見通しである。

(3) 課題

豊かな穀倉地帯として農業を基盤として発展してきた本市であるが、大阪府、和歌山市のベッドタウンとして宅地開発が進み、スーパーや飲食店など日常生活に欠かすことのできない商業・サービス業が充実していることに加え、交通の利便性の高さと商業施設などの充実が相乗効果を増し、和歌山県内で最も若いまちとして人口増加が続いている状況である。

一方、人口が増加する反面、農業が衰退し、農地、農家の担い手の減少が加速している。

本市には、「根来寺」やその周辺に「和歌山県植物公園緑花センター」、「根来山げんきの森」、「民俗資料館」、道の駅「根来さくらの里」という観光資源があるが、豊富な観光資源を最大限に活用できていない状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、全域で稲作が行われているが、農業者の高齢化、担い手不足及び近年の人口増加により、農地の減少、不作付地の増加が進んでいる状況である。そのような中で、この特例措置を活用し、その他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を農家レストラン等で提供することにより、農業の活性化に繋がっていくことができる。

また、日本酒の消費拡大及び日本古来の文化への理解の促進を目的に「日本酒の普及の促進に関する条例」が議員提案によりこの9月議会に上程され、岩出市において日本酒のブームを後押しする気運が高まっている。

若い世代が多い本市において、来年度は、紀の国わかやま国体の開催、京奈和自動車道路岩出インターチェンジの完成、日本最古の木造和風議事堂建築物である旧県会議事堂の修復移転完了及び根来寺周辺観光促進事業が実施され、より活気のある状況となる。そこに、「根来寺」という本市最大の観光資源に、特産品として濁酒という新たな付加価値を付けることにより、農業の活性化、観光地としての地域全体のイメージや、魅力の向上を図り、全国へ本市をPRすることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画を実施し、地元の米で製造する濁酒を農家レストラン等で提供することにより、農業の振興、生産意欲及び農家所得の向上を図ることを目標とする。

また、平成27年には、紀の国わかやま国体の開催、京奈和自動車道路岩出インターチェンジの完成、日本最古の木造和風議事堂建築物である旧県会議事堂の修復移転完了及び根来寺周辺観光促進事業が実施されるので、観光客等増加が見込める、この機会を活かすために、特産品化を目指し、農業振興に限らず、観光産業など地域全体の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農家・農業関係者・商工関係者等に新たな事業展開が生まれることにより、農業の安定化に繋がる。また、農家レストラン等で提供することにより市の観光ブランド、地域資源の活性化に繋がる。

項目	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成28年度)
酒造免許取得数	—	2件	3件
観光客入込数	896,439人	950,000人	1,000,000人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

*別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストランなど）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として、その他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

岩出市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が適用されず、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場特産品、さらには地域ブランドの創設にも繋がり、販路が拡大することで農業や加工事業者等の活性化、さらには根来という観光資源を最大限に活用できることにより地域全体の活性化に繋がる。

以上により、本市においては、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされるので、市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。